

永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第35号

永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年永平寺町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。